

和歌山県議会議員一般選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場製作、設置、保守及び撤去業務についての仕様書

- 1 委託は、公営ポスター掲示場の製作、設置、設置期間中の保守管理及び撤去とする。
- 2 公営ポスター掲示場の設置数は、**590箇所**とし、設置形態別件数は別紙のとおりとする。
- 3 契約後、速やかに設置予定箇所を現地調査し、設置不可の箇所があれば選挙管理委員会まで報告すること。
- 4 第三者に与えた損害の補償に備えるため、損害賠償保険に加入しなければならない。
- 5 公営ポスター掲示場の区画数及び標題等は、別紙のとおりとする。ただし、区画数は候補者の人数により変更する場合もあるので注意すること。
- 6 掲示板の設置は、原則として地上50cm～65cm位の位置に取り付けること。
- 7 公営ポスター掲示場は、強風雨等に充分耐え得るよう頑丈に設置すること。
- 8 掲示板の材質は、別紙のとおりとし、両面テープ、押しピン、画鋲等、あらゆる方法でポスターを掲示できるものとする。
- 9 掲示板を設置後、設置形態について甲に報告すること。また撤去終了後、完了報告書及びリサイクル処理証明書又は再処理証明書を提出すること。
- 10 設置は、別紙を基本とし、地形を考慮して掲示場本来の目的を損なわないようにすること。
- 11 設置方法については、別紙のとおりとする。
- 12 設置及び撤去にあたっては、人命、傷害、財産等に危害を及ぼさないよう配慮をするとともに、掲示板、支柱、杭、ビニール被膜の針金、ブロックその他使用資材の安全面、処分等には、充分注意をすること。
- 13 設置の際は、土地、建物、工作物の所有者、管理者若しくは居住者に設置工事する旨を伝えてから設置すること。なお、建物、工作物、樹木等に損傷を与えないよう十分注意をすること。損傷を与えた場合は、直ちに復元し、その費用は、すべて乙の負担とする。
- 14 設置期間中に、公営ポスター掲示場が倒壊、損傷、汚損するなどの異常が生じたときは、遅滞なく原形に復すること。
- 15 指定された場所が設置不可能なときは、必ず甲に連絡し、甲の指示において設置する。
- 16 公営ポスター掲示場の設置は、**和歌山県議会議員議員一般選挙については令和9年3月1日から令和9年3月31日まで、和歌山市議会議員議員一般選挙については令和9年4月12日から令和9年4月16日まで**に完了しなければならない。
- 17 乙は、公営ポスター掲示場設置の際には、設置前及び設置後の現場を写真撮影し、そのデータを市内全箇所設置後、告示日の前々日までに速やかに甲に提出すること。
- 18 公営ポスター掲示場の撤去は、**令和9年4月26日から令和9年5月2日まで**に完全に撤去回収すること。また、その資材は放置してはならない。
- 19 掲示場設置後から撤去するまでの間、甲から連絡乙は保守要員を常時待機させ、連絡有り次第直ちに甲の指示に従わなければならない。
- 20 **この仕様書は、和歌山県議会議員一般選挙が令和9年4月11日、和歌山市議会議員一般選挙が令和9年4月25日を選挙期日としており、選挙期日に変更された際は、選挙期日から逆算した日程でこの仕様書を読替えるものとする。**
- 21 以上のほか設置等の際し、疑義が生じた場合はその都度、甲乙協議のうえ甲の指示に従うものとする。

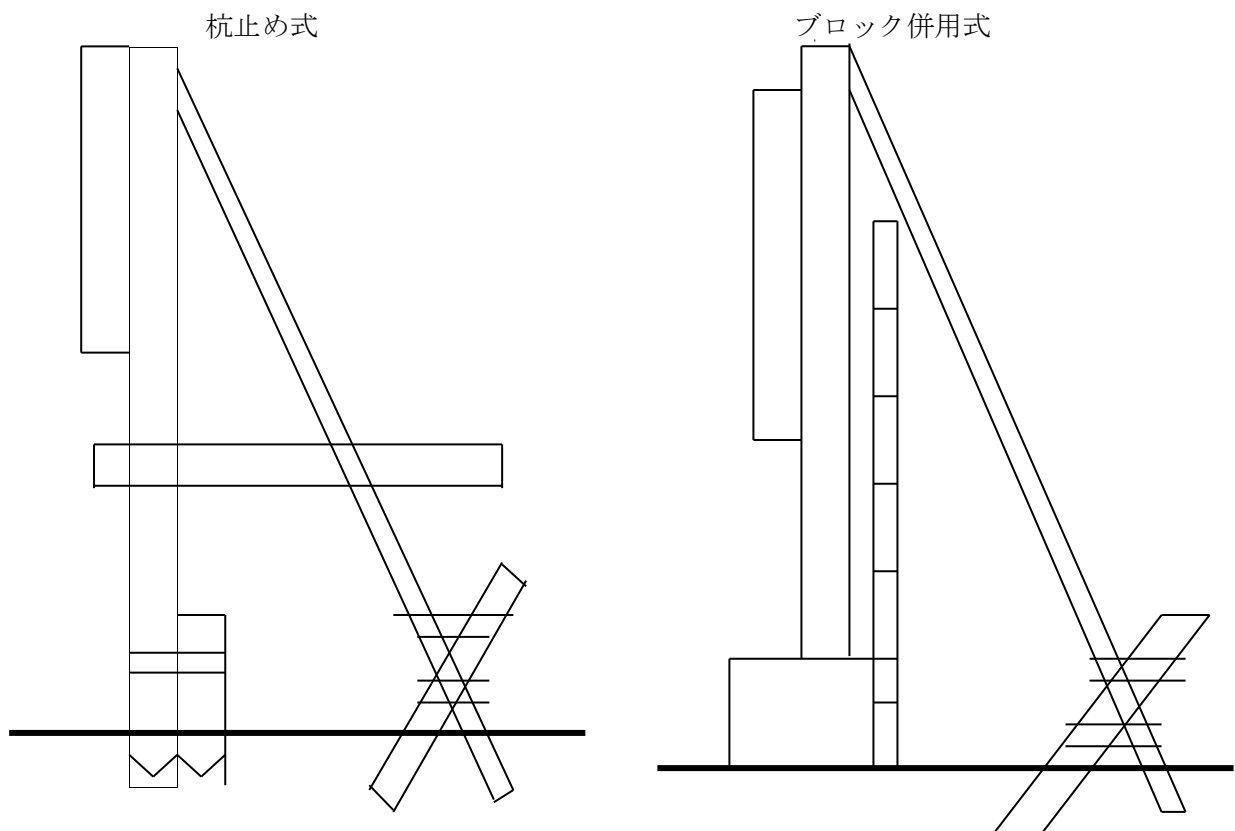
(別紙)

【掲示板の材質】

次のいずれかとする。

- ① 再生パルプ耐水ボード（3．5mm）
- ② アルミ
アルミの場合は前記①の再生パルプ耐水ボードと同等かそれ以上の強度
- ③ 廃プラスチックを原料としたボードで前記①の再生パルプ耐水ボードと同等かそれ以上の強度
 - （1）ペットボトル再生樹脂
 - （2）P P樹脂
 - （3）エコマーク認定品であること。

【設置方法（例）】※現場の状況により、設置方法の変更があります。



【設置形態別件数】

※形態別件数は変動する場合があります。

フェンス被覆番線止	杭止式	ブロック併用式	ガードレール	その他	合計
354件	119件	66件	13件	38件	590件

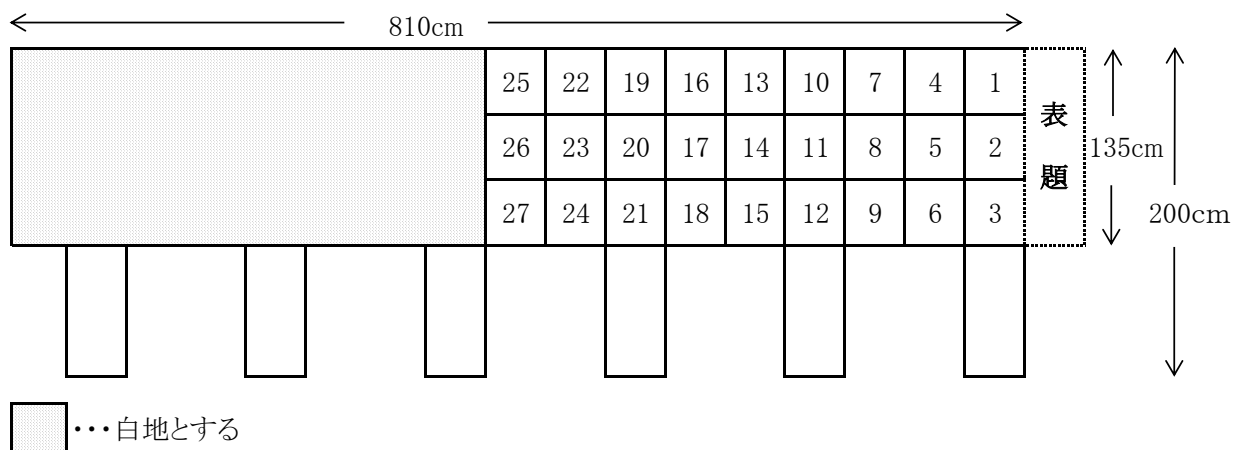
【掲示板の区画数等】

- 1区画の大きさは、縦、横それぞれ42cm以上とする。
- 区画を区分する線の太さは、1cmから2cmとする。
- 標題部を区分する線はなし
- 和歌山県議会議員一般選挙及び和歌山市議会議員一般選挙の掲示板は次いずれかのとおりとする。

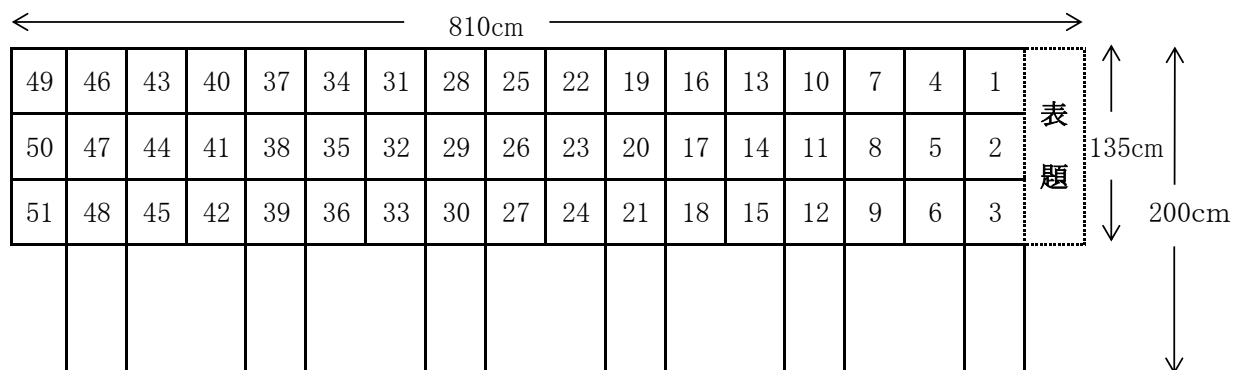
①和歌山市議会議員一般選挙掲示板(図2)を作成後、表面にボード等を貼り、和歌山県議会議員一般選挙掲示板(図1)を作成し、3月1日から3月31日までに設置。4月12日から4月16日までに(図1)で貼ったボード等をはがし、それを(図2)とする。

②和歌山県議会議員一般選挙掲示板(図1)を作成し、3月1日から3月31日までに設置。4月12日から4月16日までに(図2)を(図1)の上から貼付する。

和歌山県議会議員一般選挙(図1)



和歌山市議会議員一般選挙(図2)



【表題】

- 1 表題欄には、次の事項を記載すること。
- 2 文字の色は、**黒色**とする。また、『(No)』には、公営ポスター掲示場一覧表に付した番号を必ず記入すること。
- 3 掲示板の印刷後、選挙期日が変更された際は、修正後の日付を印刷したシールを貼り付けて修正を行うこと。なお、当該シールの数字部分は黒色で印刷すること。

和歌山**県議会議員**一般選挙

ポスター掲示場

投票日

4月11日

注 意

- 1 ポスターは、立候補届出順位と同一の番号を表示した区画にはってください。
- 2 この掲示場は、標記選挙の候補者以外の方は使用できません。
- 3 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。
- 4 この掲示場の前には、駐車をご遠慮ください。

和歌山市選挙管理委員会

(No)

和歌山**市議会議員**一般選挙

ポスター掲示場

投票日

4月25日

注 意

- 1 ポスターは、立候補届出順位と同一の番号を表示した区画にはってください。
- 2 この掲示場は、標記選挙の候補者以外の方は使用できません。
- 3 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。
- 4 この掲示場の前には、駐車をご遠慮ください。

和歌山市選挙管理委員会

(No)

※誤貼付防止のため、選挙種別を拡大かつ強調して表示すること。

仕様書別記

和歌山県議会議員一般選挙及び和歌山市議会議員一般選挙に係る公営ポスター掲示場製作、設置、保守及び撤去業務委託に係る疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

公営ポスター掲示場製作等委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山県議会議員一般選挙及び和歌山市議会議員一般選挙に係る公営ポスター掲示場製作、設置、保守及び撤去業務について次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山県議会議員一般選挙及び和歌山市議会議員一般選挙に係る公営ポスター掲示場製作、設置、保守及び撤去業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和9年5月2日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、金 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。
（内、和歌山県議会議員一般選挙は金 円、和歌山市議会議員一般選挙は 円とする。）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を履行しないときは、その損害の賠償を請求できる。

2 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

（履行遅滞に係る損害金等）

第11条 甲は、乙の責に帰すべき理由により仕様書に定められた期間内に委託業務を完了することができない場合において、乙から損害金を徴収することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第13条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（確認）

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

（委託金の支払）

第13条 乙は、委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

（甲の解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）その責に帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）第19条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

（3）正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は委託金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
 - 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- (談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後その事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第17条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとき

は、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(守秘義務等)

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第 19 条 乙は、委託業務の履行（処理）に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(合意管轄裁判所)

第 20 条 甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義事項の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市
和歌山市長

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものと

する。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。